世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

1. 条例改正の事由

令和3年度税制改正大綱が閣議決定(令和2年12月21日)されたことに伴い、軽自動車税環境性能割の税率区分が見直され、また軽自動車税環境性能割の臨時的軽減が9月延長されることとなったことに伴い、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要があるため。

2. 条例改正の概要

(1)軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し(裏面資料参照)

【令和3年4月1日施行】

新たな令和12年度燃費基準の下で税率区分を見直す。

(2)軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長(裏面資料参照)

【令和3年4月1日施行】

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を9月延長し、令和3年 12月31日までに取得したものを対象とする。

3. 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後、速やかに区ホームページで周知を図る。

資料

1. 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

(1) 乗用車

【現行】

車種		税率	
		自家用	営業用
電気自動車			
天然ガス自動車		非課税	∃⊢≐⊞∓∺
	令和 2 年度基準	11年11本作元	7月末17元
	+ 10%達成		
ガソリン車	令和 2 年度基準	1%	0.5%
ハイブリッド車	達成	I 70	0.5%
	平成 27 年度基準		1%
	+ 10%達成	2%	I %
上記以外			2%

【改正案】

車種		税率	
		自家用	営業用
電気自動車			
天然ガス自動車		非運秘	非課税
	令和 12 年度基準	ℲͰ⋴木インス	ℲͰ⋴木インエ
	<u>75%達成</u>		
ガソリン車	令和 12 年度基準	1%	0.5%
ハイブリッド車	<u>60%達成</u>	I 70	0.5%
	令和 12 年度基準		1%
	<u>55%達成</u>	2%	I /0
上記以外			2%

(2) 車両総重量 2.5 t 以下のトラック

【現行】

車種		税率	
		自家用	営業用
電気自動車			
天然ガス自動車		非課税	」」上き申托台
	平成 27 年度基準	│ ⊣⊢ā木作兀 │	⊣⊢□木作兀
	+ 20%達成		
	平成 27 年度基準	1%	0.5%
	+ 15%達成	I 70	0.5%
	平成 27 年度基準		1%
	+ 10%達成	2%	I /0
上記以外			2%

【改正案】

車種		税率	
		自家用	営業用
電気自動車			
天然ガス自動車		∃⊢≐⊞ ∓ ∺	非課税
	平成 27 年度基準	7月末 7九	∃Fā木作兀
	<u>+ 25%達成</u>		
ガソリン車	平成 27 年度基準	1 0/	0.5%
ハイブリッド車	<u>+ 20%達成</u>	1%	0.5%
	平成 27 年度基準		
	<u>+ 15%達成</u>	2%	1%
上記以外			2%

2. 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

車種(自家用乗用のみ)		税率	
		本則	臨時的軽減(<u>令和3年12月31日まで延長</u>)
電気自動車			
天然ガス自動車	Ī	非課税	⊣⊢≐⊞ ĨÄ
ガソリン車 令和 12 ^全	令和 12 年度基準 75%達成		非課税
	令和 12 年度基準 60%達成	1%	
	令和 12 年度基準 55%達成	2%	1%